

第二次佐久市都市計画マスタープラン 策定方針(案)に対するパブリックコメント実施結果

1 意見募集の概要

(1)意見募集期間

平成28年11月7日(月)～平成28年11月21日(月)

(2)公表方法

- ①佐久市ホームページへの掲載
- ②佐久市役所市民ホール、都市計画課窓口
各支所経済建設環境係窓口
- ③SNS(Facebook、Twitter)
- ④FM佐久平 スポット放送

(3)意見募集方法

- ①都市計画課へ持参
- ②郵送
- ③電子メール
- ④FAX

2 意見募集の結果

(1)提出された意見 1名 3件

(2)意見とそれに対する市の見解 別紙のとおり

第二次佐久市都市計画マスタープラン策定方針(案)に係る パブリックコメントでいただいたご意見とそれに対する市の見解

No.	意見	市の見解
1	<p>P5 (2)佐久市を取り巻く状況変化などへの対応(4) 新たな観点を加味した計画づくり 立地適正化計画とも関連する部分になりますが、今後は都市の集約化が求められています。書籍「撤退の農村計画」等で示されている集落移転等、現実的にどういった方法で集約化していくのか・公共交通やインフラは何時まで維持できるのか、といった農村・集落の視点・計画も加味して方針を定めていただけるよう、お願いいたします。</p>	<p>本市では、第二次佐久市総合計画の基本理念の1つである「新しい発展の可能性に挑戦するまちづくり」に定められております「機能集約・ネットワーク型まちづくり」の考え方に即して、立地適正化計画の策定を進めています。</p> <p>本市の立地適正化計画においては、ただ単に用途地域内への集約を目指すのではなく、各地域に「地域拠点」や「コミュニティ拠点」等の拠点を設け、集落部であっても、暮らしやすさとコミュニティが失われないよう、日常生活に必要な機能を維持していくことを明記することとしております。</p> <p>また、公共交通ネットワークに関しては、他部局において策定中の「地域公共交通網形成計画」との整合を図り、十分なサービス水準が確保されるよう努めてまいりたいと考えております。</p> <p>なお、立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部とみなされることから、上記の方向性については、第二次都市計画マスタープランにおいても、基本的に継承するものと考えております。</p>
2	<p>P5 (2)佐久市を取り巻く状況変化などへの対応(4) 新たな観点を加味した計画づくり 循環型社会・自立した都市を目指す場合は再生エネルギーや地域内需要の拡大(地域外への支出減少)が必要になってきます。計画策定にあたっては、そのあたりも考慮いただけるよう、お願いいたします。</p>	<p>循環型社会の形成に向けた取組につきましては、現行都市計画マスタープランの全体構想の項目の1つに「環境共生型都市づくりの方針」を掲げ、施策の方向性を示しております。</p> <p>持続可能な都市の実現を図るうえで、循環型社会の形成やエネルギーの地産地消は、大切な視点の1つと考えておりますので、第二次都市計画マスタープランにおいても、他部局と連携し施策の方向性を位置づけてまいりたいと考えております。</p>
3	<p>P6 (5)市民にとって分かりやすい計画づくり・計画策定段階での進捗に応じた情報提供 私のメイン業務は浅科地域において、凍み豆腐作りの継承や五郎兵衛米を活かした特産品の開発等となっております。しかしながら、これまでの経験を活かしながら地域おこしに寄与したいとの思いもあるため、商工課の健康長寿まちづくり計画の会議等にも参加させて頂いております。</p> <p>出来ましたら立地適正化計画や都市マス改定の策定委員会・ワークショップ等の一市民が参加可能な会議に参加させて頂きたいと思っておりますので、委員会・ワークショップ等の予定が定まりましたら、本メール宛までbcc等でも構いませんので、ご連絡いただけませんか。本業に支障が無い範囲で参加したいと考えております。</p> <p>なお、今思いついたのですが、アンケートやワークショップに参加・返信いただいた方々の中で希望者には、策定委員会等の会議開催(見学可能なもの)に関するメール配信等を行っては、いかがでしょうか？HPや広報等は常にチェックしている訳にもいかないですし、佐久市ではイベントや会議が多数行われているので、確認しきれない部分もあるのを感じています。自らが答えたアンケートや参加したワークショップ関係のものなら親近感も湧くと思います。</p>	<p>都市計画マスタープランの策定にあたりましては、策定作業の進捗に合わせて、随時、都市計画審議会において審議していただくことを想定しております。</p> <p>この場合、会議開催の公表等の取扱いにつきましては、「佐久市審議会等の会議の公表に関する指針」に基づき、対応させていただいておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、ワーキンググループや説明会、パブリックコメント等、広く市民の皆様にご周知する際の告知方法につきましては、広報誌やホームページによることを基本に、SNS等の活用も図ってまいりますので、ご活用いただければありがたいと存じます。</p>